

平成29年度 石狩市教育委員会会議（7月定例会）会議録

平成29年7月24日（月）
第2委員会室

開 会 13時30分

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
委 員 永 山 隆 繁	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	松 井 卓
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
文化財課長	工 藤 義 衛
浜益生涯学習課長	笹 富 雄
教育支援センター長	開 発 克 久
特別支援教育担当課長	森 朋 代
学校給食センター長	小 島 工
生涯学習部参事（指導担当）	照 山 秀 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 平成29年度石狩市奨学生の決定について【非公開】

議案第 2 号 車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

- ① 教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について（継続協議）

日程第 5 報告事項

- ① 石狩市奨学審議委員会委員の解嘱について【非公開】
- ② （仮称）石狩・八幡小学校設立準備委員会について
- ③ 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

日程第 6 その他

日程第 7 次回定例会の開催について

開会宣告

（鎌田教育長）ただ今から、平成 29 年度教育委員会会議 7 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、永山委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 平成 29 年度石狩市奨学生の決定について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「平成 29 年度石狩市奨学生の決定について」は、教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 9 号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

議案第 2 号 車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について

(鎌田教育長) 次に、議案第 2 号「車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について」事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 2 号「車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について」であります。本件は 6 月 27 日に花川南小学校の駐車場で発生いたしまして、車両に踏まれた排水溝のグレーチングが跳ね上がって、踏んだ車両を損壊するという事故に対し、市が 100%責任を負うという内容で和解する議案を市議会に提出するというものでございます。この事故は施設の管理が行き届かなかったことに起因することで、被害者及び市民の皆様に対しまして誠に申し訳なく存じている次第でございます。詳細につきましては、総務企画課長からご説明いたします。

(安崎総務企画課長) 私から議案第 2 号について説明をさせていただきます。今回、学校の敷地内において施設管理上の不備による車両の損壊事故が発生しました。6 月 27 日午後 3 時 50 分頃、花川南小学校において少年団活動の参加のために自家用車で体育館側の児童玄関前に送り届けた保護者の車両が、グレーチングを走行した際に、このグレーチングが跳ね上がり車両下部の燃料タンクが損傷し駐車場に燃料の軽油が漏れだしたというものでございます。当該、保護者が消

防署に連絡し適切な処置をして頂いたと伺っております。事故後、跳ね上げの原因となりましたU字溝の劣化部分の補修、車両の走行するおそれのある児童玄関前のグレーチングは連結する措置を講じ、その他の学校・教育委員会所管の施設において同様の不具合がないか点検を行ったところでございます。また、市の公共施設については総務課で施設点検をおこなったところであります。地方自治法第96条で議決を必要とする事案が定められており、車両の損壊事故にあたり相手方との和解の成立、損害賠償額を確定させるために9月市議会に提案し議決を頂くものであります。相手方とは7月14日に仮示談書を交わしております。和解の内容につきましては、資料の1ページをご覧ください。事故の損害額は車両の修理費用等139,061円、第2に過失の割合は市が100%、相手側0%とする。第3は相手側の指定する方法で市が支払う。第4は今後いかなる請求をおこなわない。という内容でございます。今回は学校施設管理遂行上の過失により、他人の財物に損害を与えたということになりますので、全国市長会学校災害賠償保障保険の対象となる見込みとなっております。説明は以上でございます。

(鎌田教育長) ただ今、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご質問等ありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 質疑等がないようですので、議案第2号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第2号については、原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

7月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思っております。

質問なし

(鎌田教育長) ご質問等なしということで、教育長報告について了承をいただきました。以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第4 協議事項

(鎌田教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題とします。協議事項の①「教育委員会の点検・評価（平成28年度分）について」事務局から説明をお願いします。

(安崎総務企画課長) 教育委員会の点検・評価につきましては、今月は継続協議としておりますが、8月末を目処に外部評価委員会に提出する資料として、確定したいと考えております。それぞれ委員の皆様からご意見をいただきながら修正等をして確定したいと考えておりますので、担当の方に意見等を頂ければと思います。以上です。

(鎌田教育長) 点検・評価につきましては、前回のこの教育委員会議の中で議案としてお配りしておりますので、それに基づいた意見等ありましたらという事務局の説明です。この場で、何か聞いておきたいということがあれば受けたいと思いますが、何かありますか。

質問なし

(鎌田教育長) 質問等がないようですので、協議事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、協議事項①を了解しました。

日程第5 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第5「報告事項」を議題とします。

報告事項① 石狩市奨学審議委員会委員の解嘱について

(鎌田教育長) 報告事項の①「石狩市奨学審議委員会委員の解嘱について」は、教育委員会会議規則第15条第1項第2号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

報告事項② (仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会について

(鎌田教育長) 次に、報告事項②「(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会について」、事務局より報告をお願いします。

(安崎総務企画課長) 私から報告事項②「(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会について」報告いたします。資料の3～4ページに設置要項と委員名簿を掲載しております。本町・八幡地区の学校整備の具体策については、平成28年1月以降、保護者・地域説明会を重ね、両校の統合について、よりよい教育環境の確保という観点で、概ね地域・保護者の理解を得られたと判断し、平成29年2月の教育委員会議で具体策を決定させていただきました。今年度、設立準備委員会の立ち上げに向けて準備を進めて参りましたが、今月6日に第1回の設立準備委員会を開催いたしました。今後は、昨年立ち上げました(仮称)厚田小中学校の設立準備委員会とともに、平成32年の新しい学校の開校に向け準備を進めて参ります。この設立準備委員会の立ち上げの趣旨は、新たな統合校の学校像をソフト・ハードの両面において関係者間で共有しながら作り上げること、コミュニティ・スクールに向けた学校と地域の関係づくりの構築などが目的となっております。検討協議の項目につきましては、資料3ページの1にあります8項目で、厚田の準備委員会と同様です。委員構成は、保護者枠は関係校のPTA、通学区域にある保育園の保護者の代表、学校関係者は両校の校長、学識経験者、両校の学校推進員、両校の通学区域の町内会長の代表として新たに校区となる虹が原町内会と、石狩小学校校区はむつみ町内会の会長に参画いただくこととなりました。当日は、一部代理出席の方はおりましたが、全員の出席をいただき、委員長には学識経験者枠の戒屋委員、副委員長には石狩中学校の本田校長を選出しております。第1回目会議では、これまでの学校整備の検討に係る経緯

経過や設立の趣旨、今後の取組等について、委員間で確認しながら意見交流を行いました。まずは、今年度末を目処に基本計画をまとめることを予定しております。意見交流の中で「放課後児童クラブについて、本町のつくしクラブの老朽化の市の代替案として、学校施設か学校管理施設を活用するということになっているが、現在のつくしクラブでは運動するスペースがあるので、移転後もそのようなスペースがあればよいのではないか」といった意見や、「基本計画について市民に説明する機会は設けられるのか」という質問については、パブリックコメントや説明会が考えられるが、出席者とのやり取りができるよう考えているとお答えしました。統合対象校の交流については、「あらかじめ統合年度が決定していることから計画的に交流する機会はないか」という意見があり、これまでの説明会においても学校間の交流については計画的に進めていく旨、お答えしております。学校のトイレについては、「男の子でもいじめを気にして個室便器に入りがらない。そういったことから全面個室化が望ましいのではないか」という意見のほか、トイレの洋式化の要望がございました。洋式化については、これまでの説明会のなかでも特に新入学のお子さんについて、和式は上手に排泄ができなかったり、我慢してしまうという意見を聞いておりましたので、八幡小の1階の1年生の教室前のトイレを様式に更新したところです。統合までに段階的に洋式化を進めることを検討しておりますが、全面個室化という考えは、これまで持ち合わせておりませんでしたので、学校と協議し検討するとお答えしました。改修についてですが、「本市は財政的に厳しいことから段階的に進めることは理解するけれども、発想を転換して一気に進めることも必要でないでしょうか」という意見もいただきました。次回以降の会議において、要項1の検討協議する事項の内容について協議してまいります。検討事項の(1)(2)(4)(6)については時間を割いて検討することになろうかと思えます。両校とも歴史のある学校ですので、これまでの学校教育の歴史を踏まえ、現在それぞれの学校で行われている教育で、新しい学校に引き継ぎたい特色ある教育など意見交流しながら、その効果や実現の可能性を含め共有していくこととしております。加えて、必要な施設改修やスクールバス運行、放課後児童クラブの運営についても感心のあるところだと思いますので、市長部局の所管課と連携しながら進めてまいります。また、設立準備委員会を公開で行うこと、話し合いの経過について地域にお知らせすることについて確認し了承をいただいたところであります。次回の会議は10月上旬までに開催することを確認し、第1回会議を閉会しております。以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から当日の会議内容の報告がありましたが、委員の皆様からご質問ありませんか。

(松尾委員) 今ご説明をいただいた中で、委員構成について就学前の児童の保護者として保育園の代表が入っており、一方ではこの地域には幼稚園はありませんが、通わされている方もおられると思いますが、その方々の意見を反映させる機会がないかということと、この地域の該当するお子さんで保育園と幼稚園に通園されている方の割合について教えていただけませんか。

(安崎総務企画課長) 子どもの人数についてですが、本町・八幡地区に在住の2歳から5歳の総計が60人おりまして、くるみ保育園と聚富保育園に32人が通園しておりますのでカバー率でいいますと約53%となります。幼稚園に通う子どもの数は、把握できておりません。また、幼稚園児の保護者の声の反映についてですが、基本計画について地域に説明会を予定しており、そこでご意見をいただければと考えております。

(松尾委員) 勿論全てのご要望に対してお答えするというのは、この件以外にも難しいと思いますが、広く声をお聞きするということについて、可能な限り対応するというをお願いします。

(安崎総務企画課長) わかりました。

(永山委員) スクールバスは石狩小学校の児童数が多いと思いますが、運行はバス1台でできるのでしょうか。

(安崎総務企画課長) 平成32年の開校時には概ね50人の石狩小校区の子どもたちがおりますので、新たに1台を用意して八幡小に運ぶことを想定しております。

(永山委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

報告事項③ 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

(鎌田教育長) 次に、報告事項③「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について」、事務局より報告をお願いします。

(佐々木学校教育課長) 私から、報告事項③「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況」について説明申し上げます。資料5～6ページをご覧ください。平成26年4月に急速な少子化への対応として、子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が10年間延長されております。それに伴い、特定事業主と位置づけられている市教委としても新しい行動計画の策定が必要となり、新たな行動計画を平成27年12月の教育委員会会議で決定いただいているところです。法の趣旨は社会全体で仕事と家庭の両立が図られるよう、理解を深めるとともに、事業主は雇用する職員のために子育てがしやすい労働条件の整備や取組を行いましょうということです。本市の計画の中には取組状況について具体的な数値目標を盛り込んでおり、毎年度公表していくこととしております。その数値目標の結果がお手元の資料になります、参考として前年度の状況も掲載しておりますが、小学校、中学校の休暇の取得状況の欄は、あくまでも取得者の平均となっております。それでは、それぞれの休暇取得について説明させていただきます。配偶者出産休暇については、これまでも小中学校で、その年度により全ての方が取得できている場合とできていない場合がございますが、資料には掲載しておりませんが、過去5年間の取得日数の経年変化を見ると、若干の増減はあるものの増加傾向にあり、平成27年度からは数値目標の2日間を上回っている状況となっております。2つ目の育児参加休暇についてですが、取得状況としては平成27年度に比べ低くなっておりますが、父や母など親族の協力体制の有無もありますので、一概に全員が取得するということにはならないかと思います。そのほか、日数が少ないと思いますが、一部年次有給休暇で取得しているケースもあるのではないかと推測しております。次に育児休業についてですが、女性はこれまで100%の取得率となっておりますが、男性の取得の実績はまだございません。最後に、年次有給休暇についてですが、過去5年間の経年変化を見ますと、中学校は平成26年度に落ち込みましたが、概ね変動がありません。小学校につきましては徐々に減って

いる傾向にあり、平成 27 年度に比べ取得状況は若干増えておりますが、24 年度と比較すると 1.8 日減っている状況にあります。その要因としては、免許の更新講習や新たな対応が求められる外国語活動や道徳をはじめ、様々な講習や研修が長期休業中に設定されており、連続した休暇が取得しにくくなっていると推測しているところです。教職員にとっては、長期休業中がまとめて年次有給休暇を取得するチャンスとなりますので、7 月の校長会議、教頭会議において改めて、行動計画での目標数値や市内の取得実績を伝えるとともに計画的な年次有給休暇の取得を促すよう周知を行ったところでございます。以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）今回、ご説明をいただいたのは市内の教職員の状況ですが、例えば全道の傾向と比べて、本市は多いか少ないかということも教えていただきたいということと、いつも報告をいただくときに気になるのは、この教育委員会（事務局）はどうなのかということです。教育委員会については市長部局で管理されていると思いますが、勤務形態が全然違うので比較するつもりはないのですけども、市長部局の職員と比較してちょっと気になる場所なので、傾向みたいなものがあれば教えていただければと思います。

（佐々木学校教育課長）まず全道の教職員状況を調べてみましたが、近年の動向が公表されてなく、全道レベルは把握できていない状況です、もう一点、教育委員会の状況ですが、教育委員会職員ではなく市職員全体の傾向について市長部局に確認したところ、年次有給休暇については概ね 10 日ということで教職員よりも少ない状況になっております。育児休暇については、対象とする数値は違うのですが、取得率となっており、市の状況としましては平成 27 年度の数値で男性の育児休業の取得率は教職員と同じく 0 % となっており、配偶者出産休暇の取得率については 80 % の職員が取得している状況となっております。配偶者出産時の育児休暇につきましては 40 % の取得率と聞いております。

（松尾委員）ありがとうございます。わかりました。今後はこれらの数値から見えてくるものを読み取っていくということも大事だと思いますので、さらに研究、検討していただければと思います。

（門馬委員）私の感想ですが、女性の場合は 100 % 取得しており当然のことですが、男性は 0 % というこの差について、先ほど事務局で親族の協力体制が影響し

ているのであろうというお話をされましたが、例えそういうものがあつたとしても、やはり自分の子どもが生まれた時、育てる時には、一緒になってやるんだという意識がほしいということを感じました。今、働き方改革や先生方の過重労働をどうするかということが社会問題になっているわけですが、事務局としてもこのような資料を出さなければならないことについて、内心忸怩たる思いを持ちながら作成しているのではないかと感じました。なかなか短時間では、また市だけでは解決できないと資料を見て思いました。

（佐々木学校教育課長）補足ですが、平成 29 年度はこれまで男性 1 名が育児休業を取得することをお知らせします。

（山本委員）最近、幼稚園や小学校の参観日では、10 年前と比べると男性の数が多くなっていて、平日の参観日であっても、お父さん方が休みを取れるようになってきているので、私が子育てしていた時期との違いを感じていて、少しずつは変わってきているのかなと思います。あと一点確認したいのですが、育児参加休暇と育児休業の違いについて教えてください。

（佐々木学校教育課長）育児参加休暇につきましては、資料 6 ページの※印に記載のとおり、配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育をするために取得することができる特別休暇であり、配偶者の出産予定日の 8 週間前から出産の日後 8 週間の間において 5 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる休暇です。育児休業につきましては、3 歳未満の子を養育するときに、3 歳に達するまで母親・父親のどちらでも取得することが可能となっている休暇です。

（山本委員）わかりました。

（佐々木生涯学習部長）一番大きな違いとしては、育児参加休暇は給与が出ますが、育児休業は給与があたりないということです。

（門馬委員）休業というのは、期間が何ヶ月とか、何年単位で無給ということなのですね。

（鎌田教育長）一般論として、女性教諭が出産から引き続き育児休業を取得するというパターンがほとんどです。例えば、ご主人が同じ教諭であっても母親である妻、つまり当該女性教諭が引き続き取得していますので、それで男性の取得率

が少ないということもあります。育児休業に関しては、特別な事情がない限り、なかなか男性も取得するということにはならないのかなと思います。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項③を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。以上で、日程第5 報告事項を終了します。

日程第6 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第6 その他を議題とします。事務局から何かございませんか。

(開発教育支援センター長) 私から口頭で報告いたします。今年度、教育支援センターでは、いじめの防止の取組等の指針である、いじめ防止基本方針の改定、いじめ防止対策組織の設置を予定しておりますことから、本日はその工程等について説明申し上げます。本年3月、国は「いじめの防止等の基本的な方針」を改定したほか、「いじめ防止の重・事態の調査に関するガイドライン」を策定し、地方公共団体においても基本方針の見直し等、必要な措置を講じるよう通知があったところです。本市のいじめ防止基本方針は、同方針で3年ごとに必要に応じて見直すこととしています。市教委として、国が改定したいじめ防止基本方針を参酌した上で、本年度内の改定に向けて教委事務局等で改正原案を作成のうえ、パブリックコメントを経て教育委員会会議にお諮りし、改定内容を確認するというスケジュールを考えております。次に、いじめ防止のための組織の設置につきましては、いじめ防止対策推進法により、いじめ防止のための対策を実効的に行うとともに重大事態、この重大事態といいますのは、いじめにより子どもの

生命、心身などに重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間、学校を欠席している疑いがあると認められるときとして定義されておりますが、このような重大事態が発生した際、当該事案の事実関係を明確にするため調査を行い、再発防止策を講じるなどした調査結果を市長に報告する組織の設置を予定しております。この組織は教育委員会の附属機関の位置付けのもと、弁護士、精神科医や学識経験者などを構成メンバーとする第三者委員会で、事務局は教育支援センターが担うこととなっております。なお、この第三者委員会は市長に調査結果を報告いたしますが、当該事案について市長が再調査の必要性を認めた場合は市長の附属機関として、教育委員会の附属機関とは別の第三者委員会のもとで調査し必要な措置を講じる組織の設置も想定しており、市長部局との調整が必要となります。なお、この組織の委員構成も弁護士や精神科医など専門家を据えることを想定しております。来年早々に組織設置に係る議案を固め、その後教育委員会会議で可決、市議会に条例提案、市議会での審議を経て、平成 30 年 4 月 1 日からの施行を計画しております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局より今後、来年度へ向けての説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 質問等がないようですので、日程第 6 その他を了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、その他を了解しました。以上で、日程第 6 その他を終了します。

日程第 7 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) 日程第 7 次回会議の開催日程を議題といたします。次回につきましては、平成 29 年 8 月 31 日の木曜日、13 時 30 分から開催を予定しておりますので、宜しく願いいたします。以上をもちまして、公開案件は終了します。非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】
14 時 17 分～14 時 34 分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、7 月定例会の案件は、全て終了いたしました。以上で、平成 29 年度教育委員会会議 7 月定例会を閉会いたします。

閉 会 14 時 35 分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第 1 号 平成 29 年度石狩市奨学生の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

報告事項① 石狩市奨学審議委員会委員の解嘱について

報告のとおり了解した。

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年8月24日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 永 山 隆 繁